

○財務省告示第七十三号

大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和二年六月財務省告示第五百五十六号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、同条第九項の規定により暫定的な関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月二十四日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二八三六・四〇号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム（以下「炭酸二カリウム」という。）

(二) 特徴 一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される。

二 法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国

三 法第八条第九項の規定により指定された期間

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号。以下「令」という。）の施行の日から令和三年七月二十四日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

大韓民国産炭酸カリウムについて関税率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（令和三年二月財務省告示第四十五号。以下「第四十五号告示」という。）で告示したとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。

五 その他参考となるべき事項

令において定める不当廉売関税の税率については第四十五号告示における炭酸二カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

別表

	供	給	者	税	率
UNID Co.,Ltd				三十・八%	

その他の者

三十・八%